

京都市職員共済組合細則第 1 号

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程細則（令和 5 年 4 月 1 日組合細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

京都市職員共済組合
理事長 藤田 洋史

別紙 1（規程細則第 5 条関係）短期給付事業の項他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例の欄中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この細則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（行財政局人事部厚生課）